

★市営住宅だより

令和7年5月 不定期刊行・第15号

★ 芦別市営住宅管理センター
☎0124-27-7250 ★



長く感じた冬からもようやく解放され、待ちわびた春の到来です。少しずつ日も長くなり、気持ちも明るくなりますね。さて、今回の「住宅だより」でも、入居するうえで必要となるお知らせを掲載しています。ご理解ご協力を求めるものばかりですが、よろしくお願いたします。

ゴミはルールを守って出しましょう

共同住宅において、お互いに気持ちよく暮らすためのマナーの一つにゴミ出しルールがあります。ゴミ出しのマナー違反は他の入居者の方やゴミ集積所を共有している近隣の方に迷惑をかける行為ですので、次のことを守ってゴミを出すようにしましょう。

- 必ず指定袋に分別して出してください
- ゴミ袋には部屋番号または割当ての記号を忘れずに記入してください
- ゴミ出しは指定日の当日朝、8時30分までをお願いします
- 収集されずに残された自分のゴミがないか確認してください



家賃は毎月納めましょう

公営住宅は国の補助を受けて建設されていますので、家賃は低額に設定されており、家賃には修繕費、償却費、管理事務費、保険料などが含まれていますので、滞納されますと、公営住宅の修繕や今後の建設に支障をきたしてしまいます。

また、家賃を滞納すると、住宅の明け渡しを要求される場合や、駐車場の車庫証明が取れない、承継ができないなどの不利益もありますので、必ず納期限までに納めましょう。

家賃の支払いに困ったら

突然の失業や病気などで収入が著しく減るなど、特別な事情によって家賃の支払いに困ったときは、家賃の減免などの制度があります。該当する方が減免などを受ける場合には申請が必要です。市営住宅管理センターまでご相談ください。なお、生活保護法による住宅扶助等を受けている方は減免は受けられません。

駐車場の適切な使用について

駐車場を常に利用される方は、手続きを行い駐車料金を納付のうえ利用することが必要です。

手続きをとらない無断駐車、また、駐車場以外の駐車場として指定していない敷地内への駐車は間違いを認めていません。これらの無断駐車は、正規な手続きで利用されている皆さんとの公平性を欠いた行為となりますので、ぜひご留意をお願いします。また、来訪者による長時間駐車の場合は、駐車場管理組合に届出をしてください。

共用部分に物を置かないで

階段、廊下などの共用部は、災害時においてとても大切な避難経路となります。また、普段でも車イス等を利用されている方の妨げになりますし、放火される危険性もあります。特に車のタイヤはかなりのスペースをとってしまいますので、物置を有効に活用するなど対策を講じてください。

窓やベランダからの子どもの転落事故にご注意を

これからは、徐々に気温が上がり始めて窓を開ける機会が増えていきます。非常に残念なことです。近年、窓やベランダからの子どもの転落事故が後を絶ちません。転落の主な原因としては●窓を開けた状態での網戸への寄りかかり●ベランダや窓の近くの足場となるものへのよじ登り、などがあげられます。

発生時期の多くは5～10月で、年齢別では好奇心や自我が芽生える3～4歳が最も多くなっており、階層別では、比較的低い2階からの転落が多く報告されています。子どもから一瞬たりとも目を離さないことには限界がありますが、●ベランダには極力物を置かない●ベランダでは子どもだけで遊ばせない●子どもだけを残して外出しない、など事前にポイントを知り、子どもの見守りと合わせて事故が起きない環境を作りましょう。



草刈のお知らせ

本年度における各団地の草刈は、6月から8月にかけて順次行う予定ですが、団地での作業を開始する前に、改めてチラシによりお知らせをします。

例年のとおり、お住いの住宅における玄関前や庭部分の除草は入居者の皆さんで行うようにしてください。また、空き家の庭を利用されている方や庭の区画が明確でない場合は、誤って刈られないよう、草花をビニールテープなどで囲むなど、目印をつけるようご協力をお願いします。

蛍光灯LEDランプでの火災に注意を

従来の蛍光灯には、家庭では一般的なグロー球のついたグロースタータ式や、ラピッドスタータ式、インバータ式などと器具特有の違いがあり、2027年に予定されている蛍光灯の製造中止などからLEDランプへの切替を考えている方も多いと思いますが、その蛍光器具に適合したものを使用しなかった場合は、破損したり点灯しても内部で熱を帯びたりしてしまい、火災に発展する恐れがあります。LEDランプへの切替は、お使いの蛍光器具とLEDランプの適合を確かめて購入するか、もよりの電気屋さんに相談し対応するようにしましょう。

住宅の修繕関係について

住宅を良好な状態で維持するためには、修繕は欠かせないものですが、その範囲は非常に多く、修繕には市営住宅管理センターが負担する部分と入居者が負担する部分があります。住宅管理センターが行うもの、入居者が負担するものは下記のとおりですので、参考にしてください（一例を抜粋・紹介）。

【市営住宅管理センターが実施するもの】

- 1 住宅及び共同施設の主要構成部分で次のもの
 - 主要構造部（壁、基礎、土台、柱、はり、屋根及び階段）
 - 造作部分や主要構造部に固定された部分（開口部枠、手すり、棚建具、畳床、各種金物）
- 2 附帯設備で次のもの
 - 給水設備（配管、不凍栓）
 - 排水設備（衛生器具、溜ます、配管）
 - 電気設備（配線、配管、開閉器、配電盤、換気扇の取替）
 - ガス設備（配管、元栓、ガス栓、※ガスリース機器を除く）
 - その他芦別市が特に必要と認めるもの

【入居者が負担するもの】

- 住宅の主要構造部などの多くは住宅管理センターで負担しますが、次のものは入居者負担となりますので、ご自分で修繕するか業者に依頼してください。依頼の多い主なものを掲載します。
- 台所～排水管清掃、換気扇の破損、清掃
 - 窓～ガラス割れ、網戸の破損・破れ
 - 給水設備～水抜き栓から蛇口までの凍結
 - 電気設備～電球・蛍光管・グローランプの球切れ、テレビ共聴アンテナ以外のアンテナの設置・破損、共同灯の電球切れ
 - その他～カーテンレールの脱落、破損、たるみ